

答申第 185 号

平成 16 年 7 月 12 日

神奈川県知事 松 沢 成 文 殿

神奈川県情報公開審査会
会 長 堀 部 政 男

行政文書一部公開処分に関する第三者からの不服申立てについて（答申）

平成 15 年 5 月 19 日付けで諮問された特定の 2 法人の岩石採取認可等に係る調査報告書一部公開の件（諮問第 254 号）について、次のとおり答申します。

1 審査会の結論

特定の2法人の岩石採取認可等に係る調査報告書を一部公開するとしたことは、妥当である。

2 不服申立人の主張要旨

(1) 不服申立ての趣旨

本件不服申立ては、神奈川県情報公開条例（以下「条例」という。）第12条第1項に規定する手続により反対意見書を提出した第三者からなされたものである。不服申立ての趣旨は、本件不服申立人である特定の2法人（以下「本件法人」という。）の岩石採取認可等に係る調査報告書（以下「本件行政文書」という。）を神奈川県知事（以下「知事」という。）が、平成15年4月24日付けで、一部公開するとした処分（以下「本件処分」という。）を取り消し、全部非公開とすることを求める、というものである。

(2) 不服申立ての理由

不服申立人の主張を総合すると、知事が、本件行政文書の一部について公開することにより本件法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるとはいえないことから、条例第5条第2号に該当しないとした一部公開の処分は、次に掲げる理由から、条例の解釈及び運用を誤っている、というものである。

ア 現在の社会状況の中で本件行政文書が公開されることにより、本件法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害し、係属中の訴訟に影響を及ぼすおそれがある。

イ 現実に、過去に本諮問案件に関係する同一の請求者が、情報公開請求により取得した本件法人に係る別の文書を、関連企業や関係業界団体に送付し、本件法人の誹謗中傷等に用いている。不服申立人は、このような事実の連絡を受け、送付書類の写しも入手している。

ウ 本件法人は、過去に従業員管理体制の不備あるいは法令の解釈の誤りにより関係行政庁の指導を受けたが、現在は指導を尊重した経営を行っており、社命を賭けて信用回復に取り組んでいるときに、不服申立人に関する公開情報が、イに記載したような利用をされるのであれば、公開

処分がかえって本件法人に関係する人々の生活を損ないかねない。

エ このように本件行政文書が公開されることにより、本件法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれは明白である。

3 実施機関（土木事務所）の説明要旨

実施機関の説明を総合すると、本件行政文書を一部公開するとした理由は、次のとおりである。

（１）不服申立てに至る経過

実施機関が本件公開請求を受けて、本件公開請求に係る第三者である本件法人に対して、条例第 12 条第 1 項に基づき意見書提出の機会を付与したところ、本件法人は、本件公開請求に対して公開拒否処分を行うべきであるとの意見書を提出した。実施機関は、平成 15 年 4 月 24 日付けで、本件行政文書のうち条例第 5 条第 1 号に該当する部分を除いて、一部公開するとの処分を行ったところ、本件法人は、平成 15 年 5 月 16 日付けで、本件行政文書を全部非公開とすることを求めるとの不服申立てを行った。

（２）条例第 5 条第 2 号該当性について

ア 不服申立人は、現在の社会状況の中で本件行政文書が公開されることにより、本件法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害し、又は係属中の訴訟に影響を及ぼすおそれのある情報は非公開とするよう主張しているが、条例は、第 2 条の解釈運用方針において、原則公開の精神に立って、この条例を解釈し、運用するものとしており、具体的には、公開請求書によって特定された行政文書について、その行政文書の内容が条例第 5 条各号に定める非公開情報に該当しない限り公開すべきものとしている。

イ 本件処分によって公開される行政文書の内容は、調査結果及び事業者の対応であって、実施機関が確認した事実を記載したものであり、本件法人の経営内容等に関する情報ではなく、条例第 5 条第 2 号の規定に定める権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるものとは認められない。

（３）その他

本件処分において非公開とする部分は、業務管理者の履歴事項等であり、条例第5条第1号に規定する「個人に関する情報」であって、特定の個人が識別され、個人の権利利益を害するおそれがあるものである。

以上のとおり、本件処分は条例の原則公開の精神に立った、適当かつ妥当なものとする。

4 審査会の判断理由

(1) 審査会における審査方法

当審査会は、本諮問案件を審査するに当たり、神奈川県情報公開審査会審議要領第8条の規定に基づき委員を指名し、指名委員は、実施機関の職員から口頭による説明を聴取した。なお、不服申立人は、提出文書等で主張を尽くしたとして意見陳述を希望しなかったため、口頭による意見聴取を行わなかった。この結果も踏まえて次のとおり判断する。

(2) 本件不服申立てについて

ア 不服申立人は、条例第12条第3項に規定する第三者であり、本件不服申立ての対象は、本件処分において公開するとされた部分（以下「本件公開部分」という。）である。不服申立人は、本件公開部分について、条例第5条第2号に該当する旨主張している。

イ 本件不服申立てに当たり、不服申立人から本件処分の執行停止の申立てはなされていないが、実施機関は、公開処分の性質を考慮し、本件不服申立てに対する決定がなされるまでの間、行政不服審査法第34条第2項の規定に基づき、職権により本件処分の執行を停止していることが認められる。

(3) 本件行政文書について

ア 本件行政文書に記録されている主な情報は、平成15年2月28日現在の認可の状況、業務管理者の設置状況（調査結果、事業者の対応）、採石場で発生する汚濁水の処理（調査結果、事業者の対応）及び認可掘削区域外の掘削（調査結果、事業者の対応）である。

イ 実施機関は、本件行政文書のうち、次に掲げる部分については条例第5条第2号ほか同条各号に該当しないとして公開し、その余の部分につ

いては条例第5条第1号に該当するため非公開とする一部公開の処分を行ったことが認められる。

(ア) 決裁欄

(イ) 表題及び報告文

(ウ) 件名

(エ) 報告日及び報告者

(オ) 認可の状況

(カ) 業務管理者の設置状況(調査結果、事業者の対応)の一部

(キ) 採石場で発生する汚濁水の処理(調査結果、事業者の対応)

(ク) 認可掘削区域外の掘削(調査結果、事業者の対応)

(4) 条例第5条第2号該当性について

ア 条例第5条第2号本文は、「法人その他の団体(国、独立行政法人等及び地方公共団体を除く。以下「法人等」という。)に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報であって、公開することにより当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの」は非公開とすることができると規定している。

イ 不服申立人は、本件公開部分が公開されることにより、係属中の訴訟に影響を及ぼすおそれがあり、また、本件公開部分を利用して本件法人の誹謗中傷等が行われた場合、本件法人に係属する人々の生活を損ないかねないため、本件公開部分は公開されることにより本件法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあると主張するので、それぞれの部分について、以下に検討する。

ウ 本件公開部分のうち、前記(3)イ(ア)、(イ)及び(エ)に掲げる部分については、実施機関が行う調査事務の行政内部での処理手続の必要から記載されている情報に過ぎず、公開することにより、本件法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するとまでは認められない。

エ 次に、前記(3)イ(ウ)に掲げる部分は、実施機関が採石法(以下「法」という。)第42条の規定に基づき本件法人に対して行った調査件名に過ぎず、公開することにより、本件法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するとまでは認められない。

オ また、前記（３）イ（オ）に掲げる部分については、本件法人の認可の内容が記載されている情報であり、公開することにより、本件法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するとまでは認められない。

カ さらに、前記（３）イ（カ）から（ク）までに掲げる部分は、実施機関が法第 42 条の規定に基づき本件法人に対して行った調査により確認された、事実及び本件法人が行った対応を記録したものである。当該情報を公開すれば、本件法人に法違反行為があったことを実施機関が認めた事実が明らかとなる。

しかしながら、こうした情報の公開によって明らかになるのは、調査により確認された事実等に過ぎず、本件法人の権利、競争上の地位その他正当な利益が害するおそれがあるとまでは認められない。

キ 以上のことから、本件公開部分は、条例第 5 条第 2 号に該当しないと判断する。

なお、当審査会が、本件行政文書を見分したところ、本件行政文書作成時点において、本件法人が指導事項について是正に努めている旨が認められる。

（５）条例第 6 条第 1 項該当性について

ア 条例第 6 条第 1 項は、公開請求に係る行政文書に非公開情報とそれ以外の情報が記録されている場合において、それらを「容易に、かつ、行政文書の公開を請求する趣旨を失わない程度に合理的に分離できるとき」は非公開情報に係る部分を除いて、公開しなければならないと規定している。

イ 本件行政文書については、当審査会が前記（４）において公開することが妥当であると認めた部分の範囲及び内容にかんがみると、その他の情報と分離してこれを公開することは、「容易に、かつ、行政文書の公開を請求する趣旨を失わない程度に合理的に分離できるとき」に該当すると判断する。

5 審査会の処理経過

当審査会の処理経過は、別紙のとおりである。

別紙

審査会の処理経過

年 月 日	処 理 内 容
平成 15 年 5 月 21 日	諮問を受理
6 月 4 日	実施機関に非公開等理由説明書の提出を要求
6 月 23 日	実施機関から非公開等理由説明書を受理
6 月 26 日	不服申立人に非公開等理由説明書を送付
平成 16 年 4 月 19 日	指名委員が実施機関の職員から非公開等理由説明を聴取
4 月 27 日 (第 33 回部会)	審議
5 月 31 日 (第 34 回部会)	審議
6 月 21 日 (第 35 回部会)	審議

神奈川県情報公開審査会委員名簿

氏 名	現 職	備 考
金 子 正 史	同 志 社 大 学 教 授	部 会 員
鈴 木 敏 子	横 浜 国 立 大 学 教 授	
竹 森 裕 子	弁 護 士 (横 浜 弁 護 士 会)	部 会 員
田 中 隆 三	弁 護 士 (横 浜 弁 護 士 会)	
玉 卷 弘 光	東 海 大 学 教 授	
千 葉 準 一	東 京 都 立 大 学 教 授	会 長 職 務 代 理 者
堀 部 政 男	中 央 大 学 教 授	会 長 (部 会 長 を 兼 ね る)

(平成 16 年 7 月 12 日現在) (五十音順)